


所管部課	市民部 産業振興課	部長	田村 美砂			
件名	東大和市小口事業資金融資条例施行規則の一部を改正する規則について		区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則	東大和市小口事業資金融資条例				
	部課機関					
1. 要旨						
(1) 改正理由						
東大和市事業資金融資制度について、融資実行には東京信用保証協会の保証が必要であるが、当該協会における申込手続きの変更があったことに伴い、市への融資あっせん申込書類の一部が不要となったため、規則の一部を改正するもの。						
(2) 改正の要旨						
規則第5条第2項第1号に規定された申込書の添付書類のうち、「信用保証委託契約書」に関する記述を削除する。						
(3) 施行日						
公布の日から施行する。						
(4) 影響及び効果						
円滑な小口事業資金融資あっせん制度の運用が図られる。						
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)						
令和3年9月13日 文書課において審査済み。						
3. 留意事項 (問題点等)						
4. 主管部処理案 (検討結果等)						
庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。